

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税に関する事務(法人市民税) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊後大野市は、地方税に関する事務(法人市民税)において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために法令を遵守するとともに、適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊後大野市長

公表日

平成28年6月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	16 地方税に関する事務(法人市民税)
②事務の概要	地方税法に基づき、市内に事務所や事業所などがある法人等に対して法人市民税を課税し、徴収している。税額は法人の所得の有無にかかわらず負担する均等割と所得に応じて負担する法人税割がある。 具体的な手続き及びその使用するシステムは ①それぞれの法人が定める事業年度の終了にあわせて申告書・納付書を送付ーア ②それぞれの法人で記入された申告書を受け取り、申告書台帳へ登録ーア、エ ③金融機関への振り込みにより徴収ーア、イ、ウ
③システムの名称	(ア)Acrocity法人住民税 (イ)Acrocity総合収納管理(ウ)Acrocity総合滞納管理(エ)eLtaxシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
総合収納管理情報ファイル、総合滞納管理情報ファイル、eLtaxシステム情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長	税務課長 多田 尚三
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課法規係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

